

入札参加者各位

福岡市長
(財政局財政部契約課)

談合等不正行為の防止について

談合等不正行為の防止については、かねてよりその徹底をお願いしてきたところではありますが、入札参加に当たっては、特に下記の事項に十分留意され、厳に適正な入札を行うようお願いいたします。

記

- 1 入札参加者は、当該入札参加にあたり、談合等不正行為は一切行わないこと。
- 2 贈賄及び競売入札妨害等の不正な働きかけや市民の疑惑を招く行為を厳に慎むこと。
- 3 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」及びその他関係法令を遵守すること。
- 4 上記について、貴社従業員全員に徹底すること。
- 5 なお、本市入札に関し、談合等の事実が確認された場合は、福岡市契約事務規則第14条の規定により損害賠償を請求します。また、その参加者全員を、本市が発注する入札案件から排除するので念のため申し添えます。

○福岡市契約事務規則 (抜粋)

(談合等による損害の賠償)

第14条 市長は、入札の参加者が当該入札に関し次のいずれかに該当する場合で、当該入札に係る契約締結後に本市に損害が生じたときは、当該参加者から契約金額の10分の2に相当する額(損害額が10分の2に相当する額を超える場合において、本市が当該超える額の支払を請求するときは、当該超える額を加えた額)を損害賠償金として徴収する。

- (1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3の罪(談合罪等)を犯したとき。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(次号において「独占禁止法」という)第3条(不当な取引制限の禁止等)の規定に違反する行為を行ったとき。
- (3) 独占禁止法第8条の3の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったとき。